## 第14章 知的財産権

## 1. 知的財産権の保護

ミャンマーにおいて、知的財産権保護に直接関係する法律は、ミャンマー著作権法 (1914 年) のみであるが、長年にわたって改正されていない状態のままである。また、特許、意匠、商標を保護する法律は存在しない。

図表 14-1 ミャンマーにおける知的財産権の現状

知的財産権の種類	現状
特許	特許を保護する法律はない(特許は、公認記録を対象とする登録法に基づき登録することができる)。
意匠	意匠を保護する法律はない(意匠は、公認記録を対象とする登録法に基づき登録することができる)。
商標	商標を保護する法律はない(商標は、公認記録を対象とする登録法に基づき登録する ことができる)。

(出所) 日本国特許庁公開資料より作成

ミャンマーは 1995 年に世界貿易機関(WTO)に加盟したため、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)の履行義務を負っており、また、2001 年には世界知的所有権機関(WIPO)にも加盟している。ミャンマーは 2021 年 7 月 1 日までに TRIPS 協定の義務を履行するため、日本の特許庁の支援も得つつ、知的財産権に関する法整備に向けて作業を行っており、2018年 6 月末時点において既に知的財産権法 4 法(著作権法、特許法、商標法、意匠法)の法案が策定されている。

ミャンマーでは知的財産法そのものは存在していないが、登記法(1908年制定)に基づき、商標登記は可能であり、新たに成立する予定の商標法においても、既に登録されている商標はそのまま引き継がれることを想定しているため、昨今は商標登記が活発に行われるているようである。